

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500487 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500176 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年12月1日から同年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和63年11月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、昭和63年11月1日に、B社がA社に社名を変更しただけで、私は継続して勤務していた。日本年金機構から、請求期間について、私と同じ被保険者記録であった同僚の記録が訂正された旨の通知が届いたので、私の記録も訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者がA社に昭和63年11月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、オンライン記録において、請求者と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において同資格を取得していることが確認できる同僚が保有する給料明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが認められることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は、請求期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は、同年10月8日に設立された法人事業所であることが確認できることから、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要

件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 12 月の厚生年金保険の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和 63 年 11 月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年 11 月において、A 社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500658 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500178 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 20 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

会社からの説明及び年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（20 万 8,600 円）の支払を受け、標準賞与額（20 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,419 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500686 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500179 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 20 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（20 万 4,060 円）の支払を受け、標準賞与額（20 万 4,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,199 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500696 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500180 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 20 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 16 日

年金事務所からのお知らせにより、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますことを知ったので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成 16 年 7 月 16 日を支給日とする賞与明細書及び A 社から提出された「賞与統計表 2」により、請求期間において、請求者は、賞与（20 万 1,800 円）の支払を受け、標準賞与額（20 万 1,000 円）に基づく厚生年金保険料（1 万 1,034 円）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、平成 16 年 7 月 16 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500604 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500177 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 39 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 6 年 10 月 1 日から平成 10 年 10 月 1 日まで

請求期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と記録されているが、月額 25 万円以上の給与を支給されていた。したがって、標準報酬月額は 24 万円以上になるはずである。請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映するようにしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成 6 年 10 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、請求者が保有する A 社に係る平成 6 年 10 月分から平成 7 年 5 月分までの給与明細書及び同年 7 月分の給与明細書により確認できる報酬月額（平成 6 年 10 月は 25 万 2,540 円、同年 11 月から平成 7 年 3 月までは 25 万 5,540 円、同年 4 月及び同年 5 月は 27 万 7,977 円、同年 7 月は 28 万 7,171 円）に見合う標準報酬月額（平成 6 年 10 月から平成 7 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月は 28 万円）はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）よりも高額であるものの、当該給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（平成 6 年 10 月から平成 7 年 1 月までは 7,105 円、同年 2 月から同年 5 月まで及び同年 7 月は 8,085 円）に見合う標準報酬月額（平成 6 年 10 月は 9 万 8,000 円、同年 11 月から平成 7 年 1 月までは 9 万 2,000 円、同年 2 月から同年 5 月まで及び同年 7 月は 9 万 8,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）と同額又はそれよりも低額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年10月1日から平成7年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間のうち、平成7年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から平成10年10月1日までの期間について、請求者は給与明細書等の厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、B社の事業主及びA社の社会保険事務を行っていたとする社会保険労務士に照会したものの、同社における請求期間の厚生年金保険の取扱いについて回答及び陳述を得ることができない。

また、オンライン記録により、A社の多数の従業員について請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているところ、そのうちの一人が陳述する請求期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料控除額と同額又はそれよりも低額であることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成7年6月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から平成10年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500473 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500181 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
③ 昭和 58 年 5 月 24 日から昭和 59 年 4 月 28 日まで

A 社に勤務した請求期間①、B 社に勤務した請求期間②及び C 社に勤務した請求期間③について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間と認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の A 社における業務内容及び代表取締役についての具体的な陳述により、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 52 年 6 月 29 日に解散しており、請求者が記憶する代表取締役、取締役 3 名及び同僚 2 名のうち、代表取締役及び取締役 2 名は既に死亡している上、残り 1 名の取締役及び同僚 2 名は連絡先が不明であることから、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間①において A 社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が、当該期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社の請求期間②当時の事業主は、厚生年金保険の加入に関する取扱いについて、従業員に厚生年金保険に加入するか否かを選択させていたことから、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなく、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料の控除はしていない旨陳述している。

また、請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求者は請求期間②に係る国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、請求者が居住しているD県E市の回答により、請求者は請求期間②に同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、請求者が記憶する同僚の一人は、B社に勤務していた期間について、雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、C社に係る商業登記簿謄本により、請求者は当該期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、C社の請求期間③当時の代表取締役は、同社が厚生年金保険の任意適用事業所となった昭和59年1月11日時点では、請求者は既に退職していたが、同社を設立した当時の発起人4名全員の退任日を同年4月28日とする登記を行ったため、同社における商業登記簿謄本においては、既に退職していた請求者に係る取締役の退任日も同日となっている旨陳述している。

なお、上記代表取締役から提出された社会保険事務所（当時）発行の「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書」によると、昭和59年1月11日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は確認できない。

また、請求者が居住しているD県E市の回答により、請求期間③に同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。